

別紙

答申

1 審査会の結論

本件開示請求に対する処分庁の部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求の経緯

(1) 開示請求

審査請求人は、本人の法定代理人として、令和3年8月4日付けで旧神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号。以下「条例」という。）第15条第1項に基づき、「〇について、神戸市立〇中学校、神戸市立〇小学校、神戸市教育委員会、神戸市役所を含むその他の神戸市にある文書全てについて、現時点で開示を受けていないもの全ての文書、特に令和3年3月24日の教育委員会会議において〇に関する事案がどのように扱われたのかが判る議事録、提出資料等」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 部分開示決定

処分庁は、令和3年9月17日付けで、本件開示請求に対して、条例第19条第1項の規定に基づき、開示請求をした者以外の第三者の氏名、言動等を条例第16条第2号に該当するとして、また、第18条の規定により開示請求をした者以外の第三者に関する情報を条例第16条第3号に該当するとして、さらに、処分庁の事務事業執行に関する一部の情報を条例第16条第4号に該当するとして、一部を非開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求

審査請求人は、令和3年12月27日付けで、本件処分に対して開示された公文書に不足があると強く思料されるため、精査および追加開示を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張について、審査請求書、反論書及び意見書から、審査会の判断に関わると認められた部分を要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件処分は、当然に開示を受けるべき下記①から⑥の文書の開示がない。即時の開示及びこれが存在しないのであればその理由の説明を求める。

- ① 神戸市教育委員会および神戸市教育委員会事務局で、審査請求人の子、〇のいじめによる不登校事案（以下、本事案）に関連して情報共有を行う目的で作成された文書、稟議や決裁に関連して作成した文書
- ② 神戸市教育委員会および神戸市教育委員会事務局と神戸市のこれ以外の部署との間の意思疎通に関する文書、すなわち、本事案に関連して通知、報告、連絡等を行った際の記録文書
- ③ 神戸市教育委員会および神戸市教育委員会事務局と令和〇年度に発生の子供の神戸市立中学校生徒不登校事案に関するいじめ問題追加調査委員会の間の意思疎通に関する文書、すなわち、本事案に関連して通知、報告、連絡等を行った際の記録文書、情報共有を行う目的で作成さ

答申第4号

れた文書

- ④ 神戸市教育委員会事務局学校教育部児童生徒課と学校法務専門官（弁護士）の間の意思疎通の記録、すなわち、本事案に関連して児童生徒課が学校法務専門官（弁護士）に報告、連絡、相談等を行った際の記録文書、学校法務専門官（弁護士）が児童生徒課に行った指導や連絡等を行った際の記録文書、情報共有を行う目的で作成された文書
- ⑤ 児童生徒課、神戸市立〇中学校及び当該中学校校長と神戸市教育委員会教育法務監査役弁護士の間での意思疎通に関する文書、すなわち、本事案に関連して報告、連絡、相談、指導等を行った際の記録文書、情報共有を行う目的で作成された文書
- ⑥ 児童生徒課と中学校および当該中学校校長の間の意思疎通の記録、すなわち、本事案に関連して児童生徒課が中学校に行った指導や事務連絡、中学校が児童生徒課に報告、連絡、相談等を行った際の記録文書、情報共有を行う目的で作成された文書

弁明書に添付された文書は、本来当然に本開示請求に対して開示されていなければならなかったものである。これが除外されていたことは、本開示請求に関連して行った、開示すべき文書であるかどうかの範囲を定める判断に深刻な誤りがあったことを意味する。また、範囲を定める以前にどの程度の文書を判断の対象にしたのかについても、適切であったのか疑問が生じる。

弁明書の提出期限の延長を得ても、本来開示すべきであったが開示していなかった文書を見出すことができなかった。このことを考えると、弁明書作成者の業務は信頼に値するものとは到底考えられず、この弁明書作成者が「開示済み文書以外に記録文書は作成されていない」「開示文書に不足はなく、追加開示すべき文書はない」と主張したところで信憑性に乏しい。弁明書作成者は弁明を止め、審査庁に「本件審査請求を認容する」との採決を求めるべきである。その上で、審査庁は当初の開示請求についても事務自体が不適切であったことを認め、改めてすべての事務処理を他の担当者によってやり直す必要がある。

4 処分庁の主張要旨

処分庁の主張について、開示決定通知書、弁明書、並びに令和5年8月1日及び9月1日の事情聴取から、審査会の判断に関わると認められた部分を要約すれば、概ね以下のとおりである。

処分庁は、指摘された文書以外で審査請求人とのやり取りの中で、特定漏れがあった文書や意思決定文書としての認識が異なっていたため開示文書に含まれていなかった決裁文書の鑑文など、新たに開示対象であると特定された文書については追加で開示を行った。

しかし、審査請求にて開示されていないとされた①から⑥の文書については、意思決定のために行った相談等は、資料を提示した上で、口頭で相談を行ったため文書が存在せず、相談時に提示した文書等作成している文書で開示が可能な文書は、全て開示決定時に開示しており、追加開示すべき文書はない。

また、審査請求書において指摘された文書以外で審査請求人とのやり取りの中で、認識のすり合わせを行ったことにより、意思決定文書としての認識が異なっていたため、開示文書に含まれていなかった決裁文書の鑑文や改めて文書の精査を行ったことから新たに開示対象であると特定された文書については追加で開示を行った。しかし、やり取りの中で開

示を求めるものと理解できたことから、直ちに開示したものであり、恣意的な解釈でも隠蔽でもない。

5 審査会の判断

本件請求に対する審査会の責務は、争点となっている処分庁の本件請求に係る保有個人情報の特定の妥当性について、審議することにある。

以下、検討する。

(1) 本件請求について

審査請求人は、本件開示請求に対して開示された公文書に不足があると強く思料されるため、精査及び追加開示を求めて審査請求を行った。

具体的には、①教育委員会及び教育委員会事務局で本人のいじめによる不登校事案の情報共有を行う目的で作成された文書・稟議・決裁に関連して作成した文書、②教育委員会及び教育委員会事務局と市の他部署の間の意思疎通に関する文書、③教育委員会及び教育委員会事務局といじめ問題追加調査委員会との間の意思疎通に関する文書、④児童生徒課と学校法務専門官の間の意思疎通に関する文書、⑤児童生徒課、○中学校及び同校校長と教育委員会教育法務監査役の間の意思疎通に関する文書、⑥児童生徒課と中学校及び同校校長の間の意思疎通の記録がないことを不服として、審査請求に及んでいる。

本件に係る処分庁の対応は、以下のとおりである。

処分庁は、本件開示請求に対する当初決定において、対象公文書として児童指導要録ほか326件（写し1,937枚、DVD2枚）の公文書を特定し、審査請求人に対して開示した。

審査請求受付後、処分庁と審査請求人との間で弁明と反論が繰り返されているが、処分庁は令和4年2月28日付けの弁明において、既に開示した公文書の決裁文書を新たに35件特定して当該弁明書に添付したことが認められる。

つぎに、処分庁は令和4年6月2日付けの弁明書において、処分庁による対象公文書の精査の結果、既に開示した公文書の決裁文書もしくは添付資料等18件を特定して当該弁明書に添付したことが認められる。

さらに、令和4年9月21日付け弁明書において、既に開示した公文書7件に係る決裁文書もしくは添付文書、総務課が作成した公文書9件、市長宛て文書及び決裁文書、審査請求人に対する回答文書、保護者への回答文書、学校徴収金に係る公文書を特定して当該弁明書に添付したことが認められる。

これら弁明書に添付した公文書は、令和4年9月28日付け開示決定通知書によって追加特定して部分開示決定が行われた。

処分庁が弁明書に添付する形で対象公文書の開示が繰り返されたことを受けて、審査請求人は、令和3年10月11日に開示された公文書に不足があるとして審査請求を行ったものであり、開示文書に不足があった事実は正真正銘、否定できないのであるから、本件請求を認容するとの裁決を求めるべきであると主張する傍ら、令和5年8月17日付け意見書において、弁明書作成者が示した書類以外に不足がないとする明白な根拠が示されない限り、開示すべき公文書は存在する可能性が十分にあると判断されるべきと主張している。

そうすると、審査請求人としては、追加特定された公文書以外にも開示すべき公文書が存在

答申第4号

する可能性を示唆しているのであるから、上記のように追加決定を行った時点においても、審査請求の利益が失われていないことが認められる。

したがって、審査会としては、処分庁の追加決定後において、なおも対象公文書を保有しているのか否かについて検討するものとする。

(2) 本件決定の妥当性について

処分庁によれば、本人に関するいじめ事案に関しては、教育委員会の附属機関として調査委員会を設置し調査を行うこととなったが、本人に関する公文書は○中学校で保有する公文書及び教育委員会等が保有する資料を調査委員会に提示して調査がなされたことから、本件に係る公文書の特定は、それらの資料を中心としてなされたものとのことであった。

また、教育委員会では、本人に関するいじめ事案を児童生徒課で対応してきたため、本件開示請求に対する対象文書については、児童生徒課と○中学校で保有している公文書を対象として文書検索を行ってきた。その結果、いじめ関連の公文書以外にも、本人に関する学校が保有する健康診断票、通知表、クラス分け資料のほか、多岐にわたる公文書を特定のうえ開示した。しかし、審査請求後の弁明と反論が繰り返されるなかで、審査請求人から決裁文書等もあるだろうとの主張があり、その時点で改めて精査をした結果、決裁文書等を対象公文書として特定した。また、児童生徒課以外の課にも、対象となる公文書がないかを確認した結果、総務課でも対象公文書を保有していたため、開示文書と重複するものもあったが、これらを特定のうえ追加決定をしたとのことであった。

審査請求人が指摘する、①教育委員会及び教育委員会事務局で本人のいじめによる不登校事案の情報共有を行う目的で作成された文書・稟議・決裁に関連して作成した文書、②教育委員会及び教育委員会事務局と市の他部署の間の意思疎通に関する文書、③教育委員会及び教育委員会事務局といじめ問題追加調査委員会との間の意思疎通に関する文書、④児童生徒課と学校法務専門官の間の意思疎通に関する記録、⑤児童生徒課、○中学校及び同校校長と教育委員会教育法務監査役の間の意思疎通に関する文書、⑥児童生徒課と中学校及び同校校長の間の意思疎通の記録について、処分庁としては、児童生徒課と関係者間とのとやり取りは、電話連絡や口頭説明によって連絡を取り合いながら意思疎通を行っており、その経過を逐一文書等では残さずに、合意したことに基づいて公文書を作成し、また、決裁を起案して稟議するというを行っており、これら決裁等で文書化されたものは、すでに開示しているとのことであった。例えば、教育法務監査役等に相談する際も、基本的には関連文書を提示して、口頭で説明を行ったうえで相談等をしているものであり、当該関連文書についてはすでに開示しているとのことであった。そのような運用については、不自然なものとは認められない。

そうすると、審査請求人が指摘する上記①から⑥の公文書については、すでに開示している、または、そのやり取りに関しては公文書を作成していない、という処分庁の説明に、不合理な点は認められない。

確かに、当初処分時に決裁文書等を対象公文書として特定しなかったことは、処分庁としては不適切であった。しかし、決裁文書は、生徒指導要録や健康診断票等とは、性質を異にしているため、本人に関する個人情報として受け止めずに文書特定しなかったことは、理解できないわけではない。また、処分庁の弁明と審査請求人の反論が繰り返されるなかで、文書特定の不足が判明した時点において、処分庁が決裁文書等を追加特定したことからすると、処分庁に不当に開示しない意図があったものとは認められない。

答申第4号

以上のことから、審査会としては、本件請求に対する当初決定及び追加決定によって特定した個人情報以外に個人情報を保有していないとの処分庁の説明は、不自然、不合理であるとはいえず、審査請求人が請求している趣旨の公文書の存在を窺わせる事実を確認することもできなかった。

したがって、処分庁が行った決定は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、審査会としては、冒頭の結論のとおり判断する。

(4) 付言

処分庁は、審査請求後において弁明と反論が繰り返される中で、審査請求人の指摘もしくは処分庁による対象公文書の精査の結果によって判明した新たな対象公文書を、弁明書に証拠資料として添付することによって審査請求人に対し開示を行い、弁明書の添付による開示文書を纏めて、後に開示決定処分をするといった手続を行っていた。

このような手続は、適正な手続とは到底いえず、本来であれば弁明書に添付するのではなく、その都度追加で開示決定が行われるべきであった。

答申第4号

(参考) 審議の経過

年月日	審査部会	経 過
令和5年6月22日	—	諮問書を受理
令和5年8月1日	第4回審査部会	処分庁の職員から事情聴取、審議
令和5年9月1日	第5回審査部会	処分庁の職員から事情聴取、審議
令和5年11月7日	第6回審査部会	審議